

# 議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 医療助成係

## 議案名

議案第 76 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、入院時食事療養費について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

福祉医療費で支給対象としている重度心身障害者の入院時食事療養費標準負担額について、次の場合は支給対象外とするものです。

- ・住民税課税世帯の者の場合
- ・住民税非課税世帯の者であっても、受療の際に減額認定証を提示しなかった場合

(施行期日：平成 31 年 4 月 1 日)

## 背景・経過

福祉医療制度は、市と県が連携して、子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子等の経済的な負担の軽減を図り、安心して必要な医療を受けられるための制度として、福祉の向上に役割を果たして来ました。

しかし、医療の高度化に伴う医療費の増加、自己負担を求める国の医療費制度改革等の影響を受け、福祉医療の費用は年々増加しています。

このような状況を踏まえ、県では平成 29 年 2 月に外部有識者等による「福祉医療制度在り方検討会」を設置し、今後の福祉医療制度のあるべき姿について検討を行っています。今回の改正は、検討会の中間報告を踏まえて、県が制度の見直しを決定したことにより、県下統一で行うものです。